



幸福度日本一の静岡県

県独自の制度周知広報動画の作成と 放送箇所拡大の取組

～対象者へつながる、伝わる広報実施に向けて～



令和8年5月26日

静岡県健康福祉部こども若者局

こども未来課母子保健班

静岡県では、静岡県聴覚障害者協会と、これまでに複数回打合せの場を設け、効果的に制度を周知する広報の実施に向け、検討を重ねている

<協会からの意見>

- ・文字だけでなく、音声やイラストで制度を分かりやすく説明してほしい
(文字が多いリーフレットでは、手話を言語とするろう者には届かない)
- ・自分が被害に合ったことを認識していない方に対し、呼び掛けるような内容
- ・本人だけでなく、家族や周囲の人にも届いてほしい
- ・多くの人が普段利用するような様々な場所で、制度の広報をしてほしい



多くの方に補償金制度の内容が伝わるような
県独自の動画を作成



静岡県 旧優生保護法補償金等 受付・相談窓口の御案内

～旧優生保護法による被害を受けられた皆さまへ～



静岡県健康福祉部
こども若者局こども未来課

・手話・字幕・音声による動画
(全4分30秒 うち冒頭部分を抜粋)



○複数の情報手段で伝える

日本手話、書記日本語、音声日本語
→誰が見ても分かる手段で伝える

○手話表現

問いかけるような表現
音声に問いかけるような口調、抑揚、リズムがあるように、手話にも文法として存在する

○被害を受けた本人だけでなく、その家族、親族、知人、友人、近所の人など様々な人が見ることを想定して台本を作成



- ・県公式YouTube
- ・聴覚障害者協会定期発行情報紙
- ・市町発行の広報誌等

に動画の情報を掲載



動画を活用し、更に効果的な広報を検討

○県広報アドバイザーからの支援

- ・高齢者や障害のある方に直接つながるような動画放映場所
病院や市町役場の待合スペースなど
- ・リーフレットやポスターに動画のQRコードを印刷し配架
県内大手スーパー、ショッピングモール、県内各図書館



<県作成リーフレットから一部抜粋>

お問い合わせ先

【請求期限】令和12年1月16日

静岡県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(県庁西館3階)

電話番号 054-221-3157(専用) FAX番号 054-221-3521

メールアドレス kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県旧優生保護法
受付相談窓口サイト
(スマートフォンでもご覧いただけます)



※ご希望があれば、請求手続きを弁護士が無料でサポートします。





病院の外来・会計等待合スペース



県庁舎内 エレベーターホール等



市町の役場等 行政サービス待合場所



地域のケーブルテレビ

・ケーブルテレビの視聴が盛んな
伊豆地域3社の局に動画放映を依頼

- ①SHK:下田市内約5,000世帯
- ②ハイキャット:東伊豆町2,000世帯
- ③KTV-12:下田市内約5,000世帯と
南伊豆町約3,000世帯

→他地域にも拡大を検討